

平成 23 年 7 月 21 日  
水産庁境港漁業調整事務所

日本海の暫定水域周辺海域での韓国漁船の重点取締りの結果について

1. 境港漁業調整事務所では、日本海の暫定水域周辺海域（以下「山陰沖海域」という。）においてズワイガニ等を狙った韓国漁船の操業が活発化する昨年 11 月から本年 5 月末まで、水産庁本庁及び他の漁業調整事務所の応援を受け、山陰沖海域に水産庁漁業取締船及び取締航空機を重点的に配備するとともに、海上保安庁とも連携を図りながら取締体制を強化し、取締活動を実施いたしました。
2. その結果、この間の境港漁業調整事務所による山陰沖海域における韓国漁船の拿捕件数は 4 件（前年同期 0 件）、密漁漁具押収件数は 24 件（前年同期 13 件）となりました。  
また、この他に、海上保安庁との連携による韓国漁船の拿捕が 1 件ありました。  
今回の重点取締りの結果の概要は、別紙のとおりです。
3. 境港漁業調整事務所は、今回の取組も踏まえ、山陰沖海域における水産資源の適切な保存・管理を脅かす韓国漁船の違法操業を撲滅するため、関係機関と連携の上、日韓中間線や日本海の暫定水域ライン際の監視はもとより、韓国漁船への立入検査の強化や密漁漁具の探索の取組等を継続していくこととします。

問合せ先：水産庁境港漁業調整事務所  
漁業監督課：松田、平岡  
連絡先：0859-44-3682

(別紙)

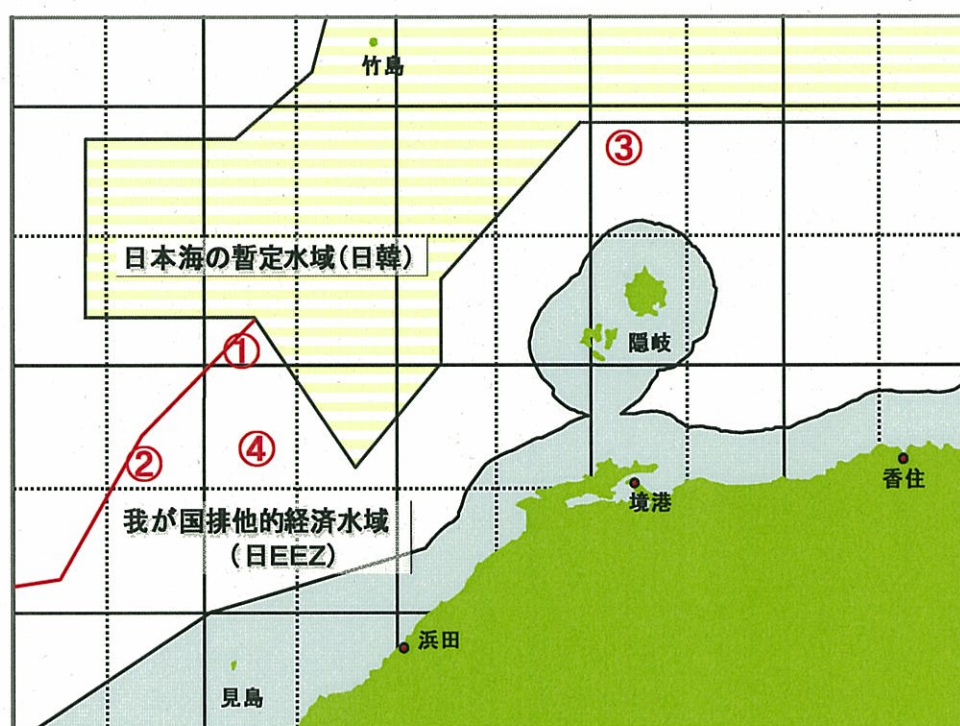
## 1 拿捕について

重点取締期間中の山陰沖海域における境港漁業調整事務所による拿捕は4件(前年同期0件)で、4件とも韓国漁船であったが、浜田沖の我が国排他的経済水域(EEZ)での3件は、我が国農林水産大臣の許可を有している韓国いか釣り漁船による制限又は条件違反等であり、隠岐北方の我が国EEZでの1件は、無許可船による無許可操業罪であった。(上記拿捕4件の詳細については、境港漁業調整事務所HP参照)

また、この他に、水産庁漁業取締船が我が国EEZ内で逃走を開始した韓国漁船を、境海上保安部が拿捕した事件が1件あった。(別添資料参照)

韓国漁船に対しては、日韓中間線や日本海の暫定水域ライン際の監視のみならず、我が国沿岸域での監視や許可船に対する立入検査なども強化し、一層の漁業秩序の確立を目指す必要がある。

違反位置概略図



①

|      |                                                    |
|------|----------------------------------------------------|
| 船名   | 33ユンチャン                                            |
| 拿捕日時 | 平成23年2月6日                                          |
| 漁業種類 | 韓国いか釣り                                             |
| 違反位置 | 浜田市北西沖約153km の我が国排他的経済水域(上図①)                      |
| 違反内容 | 船艙図面の不保持罪<br>(排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反) |



「33ユンチャン」へ移乗

②

|      |                                                   |
|------|---------------------------------------------------|
| 船名   | 606ヨンソン                                           |
| 拿捕日時 | 平成23年2月7日                                         |
| 漁業種類 | 韓国いか釣り                                            |
| 違反位置 | 浜田市北西沖約150kmの我が国排他的経済水域（上図②）                      |
| 違反内容 | 漁獲割当量超過罪<br>（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反） |



「606ヨンソン」で立入検査（検量中）

③

|      |                                                 |
|------|-------------------------------------------------|
| 船名   | 101テボン                                          |
| 拿捕日時 | 平成23年2月24日                                      |
| 漁業種類 | 韓国かに籠                                           |
| 違反位置 | 隠岐の島北方約53kmの我が国排他的経済水域（上図③）                     |
| 違反内容 | 無許可操業罪<br>（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反） |



「101テボン」へ移乗

④

|      |                                                         |
|------|---------------------------------------------------------|
| 船名   | 707ヨンソン                                                 |
| 拿捕日時 | 平成23年2月26日                                              |
| 漁業種類 | 韓国いか釣り                                                  |
| 違反位置 | 浜田市西北西沖約112kmの我が国排他的経済水域（上図④）                           |
| 違反内容 | 操業日誌不実記載及び不記載罪<br>（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反） |



「707ヨンソン」へ移乗

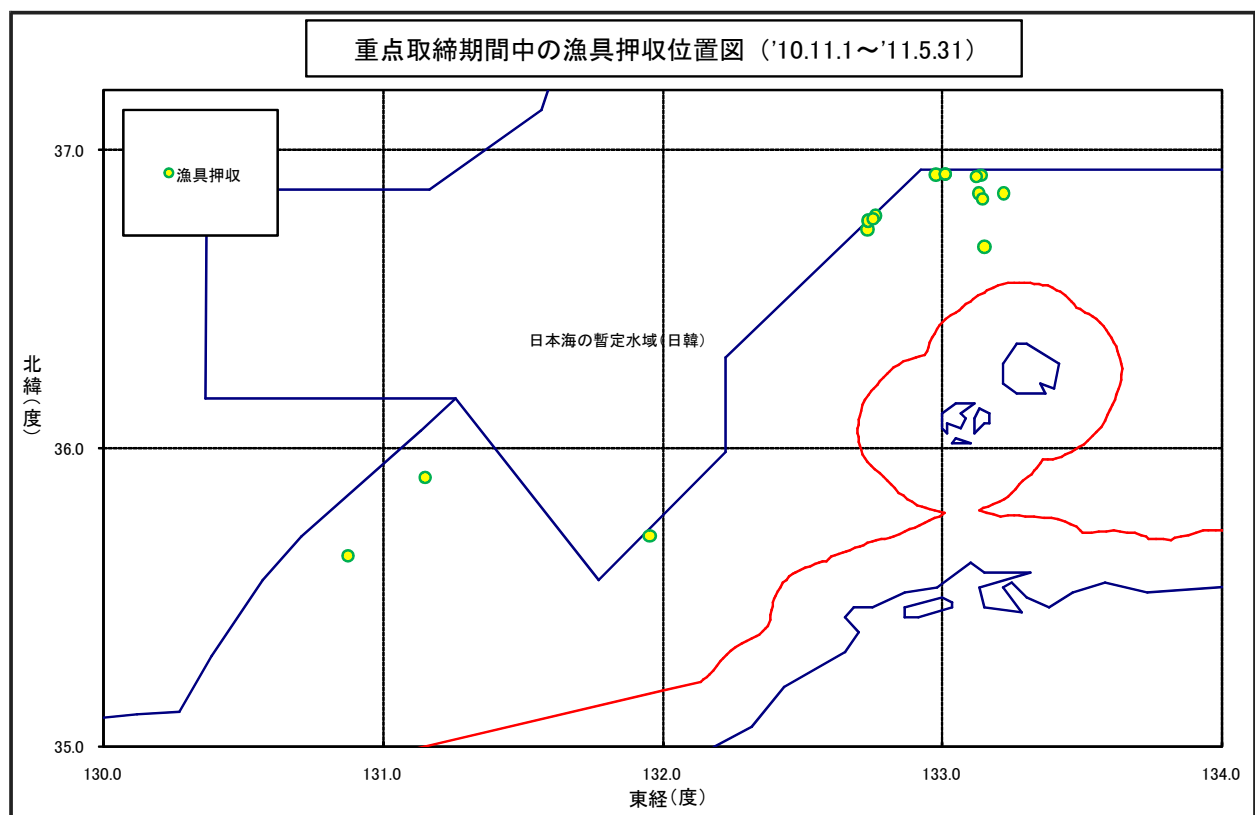
## 2 密漁漁具の押収について

- (1) 重点取締実施期間中に、いずれも韓国漁船のものと思われる密漁漁具の押収が24件（前年同期13件）あり、そのほとんどがズワイガニを狙ったものと考えられる。なお、漁具押収時の漁獲物はすべて海中還元している。

|      | 重点取締期間 (H22.11.1 ~ 23.5.31) |         | 前年同期 (H21.11.1 ~ 22.5.31) |          |
|------|-----------------------------|---------|---------------------------|----------|
| 漁業種類 | 押収件数                        | 押収量     | 押収件数                      | 押収量      |
| 底刺網  | 11                          | 約 50 km | 4                         | 約 5.5 km |
| カニ簗  | 10                          | 1,620 個 | 6                         | 610 個    |
| バイ簗  | 2                           | 1,955 個 | 2                         | 447 個    |
| はえ縄  | 1                           | 159 m   | 1                         | 4,904 m  |
| 計    | 24                          |         | 13                        |          |

- (2) 今回の24件の押収漁具のうち12件は、海上からは設置の有無がわからない漁具を「サデ曳き（＝ロープの先端にスバルと呼ばれる鉤状の錘を付けて海底の漁具を引っ掛ける）」により発見し押収している。（前年同期は、13件中4件をサデ曳きにより押収。）

また、今回もサデ曳き等による密漁漁具探索の過程で、韓国漁船のものと思われる刺網、簗漁具等の廃棄漁具を回収した。これら廃棄漁具は、ゴーストフィッシングと呼ばれ水産資源に悪影響を及ぼすことから、今後もサデ曳き等による積極的な密漁漁具探索を行う必要がある。





底刺網の漁具押収  
(底刺網に多数のズワイガニがかかっている)



バイ籠の押収



底刺網の押収作業



漁具押収時の漁獲物（ズワイガニ）



押収したカニ籠と大量のロープ



漁獲物の海中還元

# 境港漁調による外国漁船の取締実績

(参考 1)

山陰沖における外国漁船の拿捕実績

2011年6月末現在

| 年月       | 海域   | 国  | 漁業種類   | 違反内容                |
|----------|------|----|--------|---------------------|
| 2000年 7月 | 浜田北方 | 韓国 | あなご筒漁船 | 制限条件（筒数超過）          |
| 2001年 6月 | 大和堆  | 韓国 | カニ簗漁船  | 検査拒否（金沢海保へ追跡権引継）☆   |
| 2002年 2月 | 浜田北西 | 韓国 | フグ釣り漁船 | 制限条件（操業水域）          |
| 8月       | 大和堆  | 韓国 | いか釣り漁船 | 制限条件（許可番号不表示・日誌不記載） |
| 2003年12月 | 隠岐北  | 中国 | いか釣り漁船 | 制限条件（操業水域）          |
| 2004年 2月 | 浜田北西 | 韓国 | いか釣り漁船 | 制限条件（操業日誌不記載）       |
| 2005年 7月 | 隠岐北  | 韓国 | カニ簗漁船  | 無許可操業               |
| 2006年 8月 | 大和堆  | 韓国 | いか釣り漁船 | 制限条件（操業日誌不実記載）      |
| 9月       | 大和堆  | 韓国 | いか釣り漁船 | 許可証不保持              |
| 2007年※3月 | 島根沖  | 韓国 | あなご筒漁船 | 無許可操業               |
| 5月       | 浜田沖  | 韓国 | はえ縄漁船  | 制限条件（操業日誌不実記載）      |
| 11月      | 浜田沖  | 韓国 | カニ簗漁船  | 検査拒否                |
| 2008年 5月 | 隠岐北  | 韓国 | カニ簗漁船  | 無許可操業               |
| 11月      | 隠岐北  | 中国 | いか釣り漁船 | 制限条件（操業日誌不記載）       |
| 2009年11月 | 新隠岐堆 | 中国 | いか釣り漁船 | 制限条件（操業日誌不実記載）      |
| 12月      | 新隠岐堆 | 中国 | いか釣り漁船 | 制限条件（操業水域）          |
| 2011年 1月 | 隠岐堆  | 韓国 | カニ簗漁船  | 検査拒否（境海保へ追跡権引継）☆    |
| 2月       | 浜田沖  | 韓国 | いか釣り漁船 | 制限条件（船艙の図面不保持）      |
| 2月       | 浜田沖  | 韓国 | いか釣り漁船 | 許可内容（漁獲割当量超過）       |
| 2月       | 隠岐北  | 韓国 | カニ簗漁船  | 無許可操業               |
| 2月       | 浜田沖  | 韓国 | いか釣り漁船 | 制限条件（操業日誌不実記載・不記載）  |

注）☆は海保が拿捕。

(参考 2)

山陰沖における密漁漁具押収状況

(暦年（但し2011年は6月末現在）)

| 年次   | 件数  | 刺網<br>km | カニ簗<br>個 | バイ簗<br>個   | あなご筒<br>個 | はえ縄<br>km | ローフ<br>km | 漁獲物(海中還元)<br>トン                               |
|------|-----|----------|----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------------------------------------------|
| 1999 | 3   | 44       |          | 17         |           |           | 18        | 無 集 計                                         |
| 2000 | 3   |          | 85       | 275        |           |           | 15        | 無 集 計                                         |
| 2001 | 7   | 39       | 335      |            |           |           | 28        | 無 集 計                                         |
| 2002 | 13  | 183      | 1,754    |            |           |           | 148       | 無 集 計                                         |
| 2003 | 26  | 139      | 292      | 6,306      | 10,492    |           | 224       | ズワイ 34・紅ズワイ 5<br>バイ貝 10・ヌタウナギ 2<br>その他 2 計 53 |
| 2004 | 34  | 113      | 159      | 21,012     | 1,678     |           | 247       | ズワイ 16・紅ズワイ 7<br>バイ貝 38・その他 1<br>計 62         |
| 2005 | 35  | 77       | 97       | 3,793      |           | 20        | 61        | ズワイ 17・紅ズワイ 7<br>バイ貝 5・その他 5<br>計 34          |
| 2006 | 26  | 49       |          | 290        |           | 3         | 14        | ズワイ 9・紅ズワイ 1<br>その他 3 計 13                    |
| 2007 | 26  | 77       |          | 1,406      | 12,358    | 4         | 131       | ズワイ 15・ヌタウナギ3<br>バイ貝 2・その他 1<br>計 21          |
| 2008 | 18  | 38       | 456      | (※) 3      |           |           | 30        | ズワイ他 8・その他 0<br>計 8                           |
| 2009 | 22  | 27       | 129      | 7,225      |           | 1         | 75        | ズワイ 6・紅ズワイ 2<br>バイ貝 11・その他 1<br>計 20          |
| 2010 | 21  | 32       | 1,882    | 447        |           | 4         | 76        | ズワイ 10・バイ貝 1<br>計 11                          |
| 2011 | 13  | 20       | 600      | 1,955      |           | 0.1       | 43        | ズワイ 7・バイ貝 4<br>計 11                           |
| 計    | 247 | 838      | 5,789    | (※) 42,729 | 24,528    | 32        | 1,067     |                                               |

注) 1) (※) はエビ簗3個を含む。

2) すべて韓国漁船によるもの。



問合せ先  
境海上保安部 次長 江頭  
0859-42-2532

平成23年1月13日  
午後6時45分発表

## 韓国漁船「33サンヨン」に係る立入検査忌避事件（第1報）

境海上保安部は、韓国かに籠漁船「33サンヨン」（総トン数29トン）船長を漁業法違反（立入検査忌避）で現行犯逮捕しました。

### 1 事件の経緯

- （1） 平成23年1月13日午前0時32分ころ、水産庁漁業取締船「しばうら」（499トン）が兵庫県沖の隠岐堆を行動中、わが国排他的経済水域（EEZ）内に微速航行する船影を捕らえ接近したところ、該船は韓国かに籠漁船※「33サンヨン」と判明

※我が国は韓国かに籠漁船には我が国排他的経済水域で操業する許可を一切していない。

- （2） 「しばうら」は直ちに停船命令を発したが、該船はこれを見做して逃走。水産庁漁業取締船「りあす」（499トン）、第八管区海上保安本部巡視船「だいせん」（3,100トン）及び同巡視船「あさま」（220トン）が「しばうら」に合流し、共同で該船を捕捉すべく追跡を継続

- （3） 同日午前11時33分、隠岐の島（島後）の北西方約100km（北緯36度57.5分、東経132度27.7分）付近で「だいせん」及び「あさま」の海上保安官が該船に移乗し、該船船長を漁業法違反（立入検査忌避罪）で現行犯逮捕

### 2 被疑者

国籍 大韓民国、氏名 イ チェボク、年齢39歳（1971年8月18日生）

### 3 境海上保安部にて画像を提供できますので、申し出てください。

平成23年1月14日  
午後17時15分発表



問合せ先

境海上保安部 次長 江頭  
0859-42-2532

韓国かに籠漁船「33サンヨン」に係る立入検査忌避事件  
(第2報；最終報)

その後判明した事項は、次のとおりです。

- 1 被疑者           氏     名     イ   チェボク  
                  生年月日   西暦1971年8月18日生  
                                  (39歳)  
                  国     籍     大韓民国
- 2 被疑船舶  
   船     名       第33サンヨン  
   総トン数       29トン  
   船 籍 港       大韓民国慶尚北道盈徳郡江口面 (カンクミョン)  
   乗 組 員       船長ほか8名  
   船長、船舶所有者 被疑者に同じ

3 被疑事実の要旨

被疑者は、大韓民国の国籍を有し、同国の漁船第33サンヨンの船主・船長として同船に乗り組み、漁業に従事するものであるが、平成23年1月13日午前1時40分ころ、隠岐の島（島後）北東方約100kmの我が国EEZ内において、水産庁漁業取締船「しばうら」から拡声器、電光掲示板、汽笛、発

光信号等により連続する停船命令を行ったにもかかわらず、これを無視し、漁業監督官の検査を拒否したもの

#### 4 被疑者に対する措置

被疑者は、立入検査忌避について事実を認めており、同日午前11時56分、在日本大韓民国大使館から海上保安庁に対し、担保金納付の保証書が提出されたため、同日午後1時18分、押収品を被疑者に還付するとともに、被疑者を釈放した。

#### 5 今後の動き

今後、被疑者が2月4日から同月14日までに出頭しない場合は、担保金が国に帰属することとなる。

出頭した場合は、刑事手続きが進行し、本件に係る手続きが終了後、罰金及び訴訟費用の納付がなされた場合等に、担保金は被疑者に返還される。

#### ※1 ボンド制度

わが国の排他的経済水域内において漁業法等の違反を行った外国漁船のうち、違反事実を認め、担保金又は保証書（担保金の提供を保証する書面）の提供があった場合に釈放される制度のことです。（※3の法律に基づく制度）

#### ※2 排他的経済水域

領海の外側で基線から200海里を超えない範囲で、沿岸国に同水域の一切の漁業及び鉱物資源に対する排他的な管轄権及び海洋汚染を規制する権限が認められている水域のことです。

#### ※3 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（EZ 漁業法）

国連海洋法条約に定める権利を的確に行行使することにより、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等について必要な措置を定めた法律です。

#### ※4 海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）

領海や排他的経済水域の定義、沿岸国の権利や義務、大陸棚や深海底の資源開発、船舶の通航に関する取決め等、海に関する種々の取り決めが規定されています。